

平成 27 年度第 2 回 愛知県都市計画審議会

平成 28 年 2 月 8 日（月）午後 2 時 58 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

定刻までには少しお時間がございますが、委員の皆様全員お集まりですので始めさせていただきます。

初めに、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して、審議회를傍聴していただきますようお願い申し上げます。

ただいまから平成 27 年度第 2 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

最初に、本日の都市計画審議会の会場となっております「正庁」について御案内いたします。

「正庁」とは、式典や儀式などの公式行事を行う広間を指し、重要文化財に指定されている本庁舎の中でも極めて格式の高い場所となっております。

「正庁」は、今年度 45 年ぶりに創建当時の姿に復元されましたが、過去には、執務室として使用されてきた経緯があり、建設部都市計画課の執務室も、昭和 50 年代を通じて、この場所に置かれたことがございます。

それでは、議事に入ります前に、当審議会の委員の方々の異動につきまして御報告申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

まず、学識経験者として任命された委員のうち、7 名の方々が、昨年 11 月 18 日に任期満了となりましたが、中村委員、黒田委員、田中委員、岡本委員の 4 名の方々につきましては、引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

土木・防災の分野の学識経験委員として、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

環境・衛生の分野の学識経験委員として、名古屋大学大学院教授 梶田悦子委員でございます。

【委員（名古屋大学大学院教授 梶田悦子）】

どうぞよろしくお願いたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

農業の分野の学識経験委員として、三重大学大学院教授 春山成子委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

次に、関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました東海農政局長の田辺義貴委員でございます。

【委員（東海農政局長 田辺義貴）（代理 農村振興部農村計画課長 久保浩昭）】

代理の久保と申します。よろしくお願いたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

中部地方整備局長の茅野牧夫委員でございます。

【委員（中部地方整備局 茅野牧夫）（代理 企画部技術企画官 西子恵市）】

本日代理の、技術企画官 西子でございます。よろしくお願いたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

愛知県警察本部長の柘田好一委員でございます。

【委員（愛知県警察本部長 柘田好一）（代理 交通部交通規制課長 西村仁崇）】

代理の西村と申します。よろしくお願いたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

次に、市議会の議長を代表して委員をお願いいたしました犬山市議会議長の堀江正栄委員でございますが、本日は公務のため、御欠席でございます。

また、本日の上程議案のうち、第1号議案は区域区分、つまり市街化区域及び市街化調整区域に関する案件であり、第4号議案及び第5号議案は都市高速鉄道に関する案件ですので、それぞれの案件につきまして臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

第1号議案について臨時委員をお願いいたしました愛知県農業協同組合中央会会長の吉田濱一委員でございます。

【臨時委員（愛知県農業協同組合中央会会長 吉田濱一）】

よろしくお願いたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

第4号議案及び第5号議案について臨時委員をお願いいたしました中部運輸局長の鈴木昭久委員でございます。

【臨時委員（中部運輸局長 鈴木昭久）（代理 愛知運輸支局長 小林裕之）】

代理で出席しております小林でございます。よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先程報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在会長職が空席となっております。そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、青山委員をお願いいたします。

青山委員につきましては、昨年11月、愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長職務代理者として会長から指名を受けております。

それでは、青山委員は議長席に移動をお願いいたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ただいま御紹介いただきました青山でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、田中淳子委員、政木りか委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、早速ではございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。選出方法を事務局から説明してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

御説明申し上げます。皆様のお手元に配付いたしました当審議会の条例及び運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思います。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから委員の皆様の選挙により定めると規定されています。したがって、当審議会会長は学識経験委員の中から選出することとなります。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得た者を会長とする選挙による方法が定められております。

次に、第2条第3項において、委員の皆様には御異議がなければ、第1項の選挙につきまして「指名推選」の方法、つまり、委員の皆様から会長候補を推薦していただき、選ぶ方法も採用できると定められています。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ただいま、事務局から会長の選出方法について説明がありました。

そこで、今回の会長の選出方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。どなたか御意見はございますか。

石塚委員、どうぞ御発言ください。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

私は、先程事務局から説明のありました方法のうち、会長候補を推薦して決める「指名推選」の方法がよろしいかと思えます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ありがとうございます。

ただいま石塚委員から、「指名推選」の方法を採用したらどうか、との発言がありましたが、ほかに御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ほかに御意見もないようですので、会長の選出は「指名推選」の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、「指名推選」の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出にあたり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

御紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

都市計画・交通工学の分野から、名古屋大学大学院教授 中村英樹委員、土木・防災の分野から、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員、経済の分野から、名古屋大学大学院教授 黒田達朗委員、法律の分野から、愛知学院大学法科大学院教授 田中淳子委員、建築の分野から、東海学院大学教授 岡本真理子委員、環境・衛生の分野から、名古屋大学大学院教授 梶田悦子委員、社会福祉の分野から、愛知県立大学教授 田川佳代子委員、農業の分野から、三重大学大学院教授 春山成子委員、以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ありがとうございます。

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけませんか。

黒田委員、どうぞ御発言ください。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

私は、中村英樹委員を推薦いたします。

中村委員は、御承知のように都市計画及び交通工学の専門家といたしまして、その優れた見識と豊富な経験を活かし各方面で御活躍になっておられます。都市計画に関する事項を調査審議する当審議会の会長職といたしましては、中村英樹委員が最も適任かと思われまます。よって、中村委員を審議会会長に推薦させていただきます。

よろしく御審議ください。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ありがとうございます。

ただいま、黒田委員から中村委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

ほかに推薦はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 青山省三）】

ほかに候補がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に中村委員を選出することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。愛知県都市計画審議会会長を中村委員にお願いいたします。

これもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

ただいま、中村委員が会長に選出されました。

議長席に移動をお願いいたします。

それでは、中村会長から御挨拶をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいま会長に御選出いただきました名古屋大学の中村と申します。大変せん越ではございますけれども、御指名でございますので、会長就任にあたりまして一言御挨拶をさせていただきますと思います。

まず、本日の審議会において、大変たくさんの御見識をお持ちの先輩方、先生方おいでの中、会長職を仰せつかりまして、私としましては責任の重大さを痛感しております。まさに身の引き締まる思いでございます。

御存じのように、我が国では今後人口減少、高齢化、更には自然災害を被ることが避けられない大変厳しい状況を迎えるわけです。そのような中で、今後、都市あるいは地域のあり方をどういうふうにしていったらいいのかというのは非常に重要なものであって、まさに従来の人口増加、高度成長のころとは全く違った発想で、今後都市づくり、地域づくりを考えていかなければいけないという非常に大きな転換期にまさに差しかかっていると思います。

その一方、この愛知県は産業集積もございますし、日本の中心として、そんな中どういうふうにかこの地域の将来の都市の姿、地域の姿をもっていくのかと。なおかつ、それを持続可能なものにしていかなければいけないといったことをこの場で議論していくことになるわけですが、そういった意味におきまして、この都市計画審議会は非常に重要な鍵を握る審議会であると私自身も考えております。

今後とも、いろいろと勉強させていただきながら、愛知県の都市計画の一層の推進に努めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

続きまして、当審議会会長職務代理者等を指名させていただきます。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、黒田達朗委員を指名させていただきます。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、黒田達朗委員、岡本真理子委員、梶田悦子委員、茅野牧夫委員を指名させていただきます。

次に、同条例第6条第3項に基づきまして、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として黒田達朗委員を指名させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」から、第8号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」までの8議案でございます。

また、当審議会の運営に関する事項として、行政不服審査法等の改正に伴う当審議会運営規程の一部改正案を県当局に作成していただきましたので、後程、御審議をよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」の2議案は、関連案件ですので一括上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 横山甲太郎】

都市計画課長の横山でございます。よろしく願いいたします。

第1号議案「東三河都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「東三河都市計画臨港地区の変更」については、関連した案件でございますので、あわせて説明させていただきます。

議案書は、第1号議案が1ページから5ページ、第2号議案が7ページから10ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1と2でございます。

なお、委員お二人につき1台、用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますの

で、併せて御覧ください。

図面番号1の総括図を御覧ください。この総括図は、図面左下に掲載した愛知県全図のうち赤色四角で表した豊川市臨海部とその周辺を表しています。

初めに、位置関係について説明させていただきます。図面の右下に豊橋市中心部、図面上段右側に豊川市中心部、左側に蒲郡市中心部、図面の左下に三河港を表しており、図面の中央において白と黒で表示しているのがJR東海道新幹線及び東海道本線であります。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央において赤色斜線で示した、御幸浜3地区について、市街化区域への編入を行うとともに、臨港地区を定めようとするものでございます。

次に、図面番号2の計画図を御覧ください。御幸浜地区は、豊川市都市計画マスタープランにおいて、「臨海部の機能向上に向け、三河港の港湾施設整備促進、企業用地の埋め立て造成の早期完成を通じて地域活性化を図る」と位置づけられており、愛知県が公有水面埋立事業を行ってきた、全体面積約88.3haの地区であります。

このうち陸地側より昭和59年に第1期区域約20.8ha、平成20年に御幸浜1地区、約27.5haを、平成25年に御幸浜2地区、約15.4haを、埋立事業の竣功にあわせ、順次、市街化区域に編入してきたところであり、昨年2月に御幸浜3地区、約24.7haにつきましても、埋立事業が竣功したことから、市街化区域に編入するとともに、港湾の適切かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を定めるものでございます。

なお、臨港地区につきましては、港湾計画に位置づけられた港湾の機能に応じて、港湾管理者が適切な土地利用を誘導するため、分区を指定することができ、当地区は貨物の取扱いを目的とする「商港区」を指定する予定となっております。

また、用途地域は、豊川市が決定するものでございますが、周辺の用途地域との整合性を考慮し、市街化編入にあわせて工業専用地域を定めることとしています。

第1号議案及び第2号議案につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成27年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊川市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議の程、お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議のないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の吉田委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

続きまして、第3号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。よろしく申し上げます。

【都市計画課主幹 八田陽一】

都市計画課主幹の八田でございます。よろしくお願いいたします。

第3号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を説明させていただきます。

議案書は11ページから14ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号3から5でございます。

なお、引き続きモニターの方も、併せて御覧ください。

初めに、図面番号3の総括図を御覧ください。本総括図は、図面右下に掲載した愛知県全図において赤色四角で表した愛知県西部の海部地域に位置する蟹江町とその周辺地域を示しております。

総括図下段において、右から左側にかけて黒色表示の近鉄名古屋線が通過し、その中央に近鉄蟹江駅がございます。また、図面中央の右側から左側にかけて黒色表示のJR関西本線が通過し、その中央に蟹江駅が位置しております。その両鉄道に挟まれ、中央左においてオレンジ色の丸印で示しておりますのが、蟹江町役場となります。

今回御審議いただく案件は、蟹江駅と近鉄蟹江駅に挟まれた位置に赤色実線で表してお

ります都市計画道路 3・5・332 号新本町線及び 3・3・903 号南駅前線の変更についてでございます。

次に、順序が前後しますが、図面番号 5 の参考図を御覧ください。まず、都市計画道路 3・5・332 号新本町線に係る路線の分割について、路線全体を示した参考図を用いて説明させていただきます。

まず、図面中央において赤色で示しておりますのが都市計画道路 3・5・332 号新本町線及び 3・3・903 号南駅前線でございます。この 2 路線は現在県決定の 3・5・332 号新本町線として都市計画決定されておりますが、図面上段の 3・4・312 号弥富名古屋線から JR 蟹江駅南駅前広場までの区間につきまして、蟹江町より「町道として整備するため都市計画決定権者が町となるよう都市計画道路を分割されたい」との申し出がありましたので、道路管理体系に合わせて路線を分割し、弥富名古屋線より上段の区間を 3・3・903 号南駅前線に名称を改めるものでございます。

続きまして、図面番号 4 の計画図を御覧ください。JR 蟹江駅周辺は JR 関西本線により地域が南北に分断されており、歩行者の南北方向への移動が不便であることが課題となっており、南北両地区の移動の円滑化を図るとともに、駅利用環境の改善及び交通結節機能を向上させるため、緑色で表示の蟹江町決定の都市計画道路 8・7・904 号蟹江駅南北自由通路を追加することとしております。

この追加に合わせて、黄色で示しております、県決定の JR 蟹江駅南駅前広場について、南北自由通路と一体となり、交通結節機能の向上を図るため、可能な限り駅施設側へ配置した位置となるよう施設配置を見直し、赤色表示の区域に変更し、それに伴い 3・3・903 号南駅前線の起点位置を変更いたします。

なお、面積は現在の都市計画決定と同じ約 2,720 m²となりますが、100 m²単位の記載に変更し、約 2,700 m²としております。

名古屋都市計画道路に関します変更内容は以上でございます。

県決定に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 27 年 11 月 6 日から 11 月 20 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、蟹江町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第3号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「知多都市計画都市高速鉄道の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 八田陽一】

それでは、第4号議案「知多都市計画都市高速鉄道の変更について」を説明させていただきます。

議案書は15ページから18ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号6から7でございます。

なお、引き続きモニターも併せて御覧ください。

お手数ですが、図面番号6の総括図を御覧ください。本総括図は、図面右上に掲載した愛知県全図において赤色四角で表した知多半島北西部に位置しております東海市とその周辺地域を示しております。

図面の上段中央から左下へ伸びている黒色で表示された線が名古屋鉄道常滑線で、その中央上寄りに太田川駅があります。太田川駅のやや右上側に東海市役所がございます。また、太田川駅から右下に分岐している鉄道が名古屋鉄道河和線で、その沿線に青色の丸印で表示しておりますのが、公立西知多総合病院でございます。

今回御審議いただく案件は、赤色点線及び実線で示しております都市高速鉄道名古屋鉄道河和線において、高横須賀駅と南加木屋駅の間で、赤色実線で示しております箇所の変更を行うものでございます。

なお、都市高速鉄道名古屋鉄道河和線は、平成25年度までに事業が完了しております、太田川駅及び高横須賀駅付近の連続立体交差事業の実施に伴い、太田川駅から南加木屋駅の間で都市計画決定されております。

次に、都市計画変更の内容につきまして説明いたします。お手数ですが、図面番号7の計画図を御覧ください。この計画図においては、図面の左側が北、名古屋方向となっております。

今回の変更内容につきましては、名古屋鉄道河和線の高横須賀駅と南加木屋駅の間に駅を追加するとともに、鉄道と都市計画道路3・4・302号養父森岡線との立体交差事業の実施に伴い、約700mの区間で一部区域を変更するものでございます。

今回新駅を設置する高横須賀駅と南加木屋駅間においては、両駅のほぼ中間地点を中心に広い範囲で住宅地が形成され、駅間距離が2.8kmと市内の他の駅間距離と比べて離れている地域でございます。

また、平成27年5月には、旧東海市民病院の敷地に、東海市民病院と知多市民病院を統合し知多半島北西部地域の中核病院となる公立西知多総合病院が開院し、広範囲からのアクセスへの対応が必要になりましたが、最寄り駅である高横須賀駅まで約1.6kmと離れており、公共交通の機能強化が急務となっております。

こうした状況を解消し、当地区の公共交通の利便性向上及び公立西知多総合病院へのアクセス性の強化を図るため、東海市が事業主体となり新規に駅を設置することとし、鉄道事業者とも合意に至ったことから、都市高速鉄道の都市計画変更を行うこととしたものです。

なお、新駅は、周辺の土地利用状況及び公立西知多総合病院へのアクセス性を勘案し、高横須賀駅と南加木屋駅のほぼ中間で、公立西知多総合病院に近接する位置に計画しております。

次に、名古屋鉄道河和線と都市計画道路3・4・302号養父森岡線との立体交差事業に係る計画について説明いたします。

鉄道の高架化工事の実施にあたっては、主に「仮線方式」または「別線方式」のどちらかの方式により工事を実施しております。今回、これらの方式について比較検討を行った結果、現在、河和線が県道名古屋半田線と立体交差しており、仮線方式とした場合、仮線も高架構造とする必要があることや、起点側のトンネル手前が掘割構造のため、仮線の施工時にも地形的制約を受けるなど、周辺の地形状況や経済性を総合的に勘案して、現在線の西側へ別線方式により事業を行うこととし、これに伴い都市高速鉄道の区域を一部変更するものでございます。

都市計画の区域幅につきましては、基本的に構造物の端部までとし、標準の高架部で

9.42m、駅部につきましては、6両編成対応で、相対式のホーム数2面2線の構造とし、幅員は17.86mを標準としております。また、起点側及び終点側における高架部から平面への擦り付け部については擁壁構造を計画しており、それぞれの構造物の端部までとしております。

知多都市計画都市高速鉄道に関します変更内容については以上でございます。

県決定に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成27年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供したところ、5通、5名の方から意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

恐れ入りますが、A3判の水色の表紙で参考資料1「意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について」を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

まず、「1 新駅の建設に関すること」のうち、「(1) 新駅の必要性について」は、病院前駅新設に反対する。新たに駅を造るよりも、小回りのきくバスをもっと走らせてほしい。市は1日の乗降客2,000人と言っているが、せいぜい4・500人程度と思われる。病院まで遠すぎる。急性期の病院に電車で来る患者の数はどうか、という御意見でございます。

これらの御意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、東海市都市計画マスタープランにおける「新駅の設置を推進する」との位置づけとともに、周辺土地利用状況、駅間距離、病院への近接性などを総合的に勘案し、必要なものと考えております。バスについては、既に市運行の「らんらんバス」が西知多病院に乗り入れしていますが、今後の新駅の整備などへの対応も必要であり、御意見は市に伝えております。また、新駅の乗降客数は、市により1日約2,100人と推計しておりますが、類似駅の利用状況から妥当なものと考えております。なお、病院へは、見舞客や職員を含み1日約300人の乗降客が見込まれています、という見解です。

そのほか、市の説明では新駅の概算費用もわからないとのことだが、それで計画図の作製ができるのか。税の出費は極力抑えてほしい、市民の酷税とならんようにしてほしい、という御意見もいただいております。

次に、「(2) 新駅の位置について」の御意見でございます。

平成5年よりトンネルの西側、つまり中ノ池側に新駅を建設する予定であり、西側にはホームの基礎、駅前広場予定地が現在も残してある。平成25年にトンネルの東側と発表し

たが、賛同者は聞いていない。新駅建設位置は2.8kmの中間地点といえども、特急停車駅の南加木屋駅から離すべき、という御意見でございます。

見解といたしましては、市においてトンネルの西側で検討した経緯はありますが、鉄道の縦断勾配がきつく、施工性、経済性に課題が多いことから困難との結論に至っています。その後、新駅設置位置について、鉄道高架事業の実施に併せた検討を行ったところ、トンネル東側において駅設置が可能となる線形区間を確保できることが判明したため、市では鉄道高架事業と一体的に新駅設置を行うこととし、その位置は、周辺土地利用状況や病院への近接性などに配慮した位置としています。なお、トンネル西側にホームの基礎や駅前広場が残してあると御指摘のものは、擁壁の一部や緑地であり、駅建設関係のものではありません、という見解です。

続きまして、次の2ページをお開きください。

新駅の予定地周辺には、加木屋断層という大きな活断層があり、新駅を造るのであれば安全確認を改めて行ってもらいたい、という御意見であります。

見解といたしましては、加木屋断層につきましては、国土地理院の都市圏活断層図など既存文献により、概ねの位置を確認しており、新駅直下には活断層が存在しないものと考えております。事業実施にあたっては、必要な調査を実施するとともに、専門家の助言を受けながら、安全性を精査し、事業を実施するものと考えています、という見解でございます。

そのほか、新駅予定地は、過去に地域住民に反対され、その結果南加木屋に駅が造られた経緯があるが、市職員はそのことを知らないのではないか、という御意見もいただいております。

次に、「(3) その他」ですが、中ノ池地区では、市において平成25年に説明会があったが、その後何の説明もない、という御意見であります。

見解といたしましては、地元からの要望で市より鉄道高架事業と一体となった新駅設置を検討している旨を説明しており、その後検討を進め、平成27年に市主催により2回、駅位置を含めた計画内容について周知を行いました、という見解でございます。

そのほか、高齢化した立ち退き住民は、保障額では新居も建てられないと嘆いているが、救済措置はあるのか。鉄道事業者の新駅建設条件は、新駅周辺の調整区域を宅地化することと聞いているが、そうなれば、既存の住宅地の空き家問題が深刻化される、という御意見もいただいております。

次に、「2 鉄道の高架に関する事」につきましては、鉄道のカーブの緩和、高架について賛成。高架になることによりガード下の歩道の拡幅が可能となり、浸水被害も解決する可能性がある、という御意見をいただいております。

次に、「3 縦覧に関する事」につきましては、あの程度の地図で住民意見を求めても出ようがない。影響が出る場所・件数が明確でない、という御意見でありました。

見解といたしましては、都市計画では2500分の1の都市計画基本図により計画図を作成し、説明会などにより計画内容を周知した上で、総括図、計画書のほか、都市計画の内容や理由を記載した理由書を併せて縦覧し、意見を聞くこととしています。今回も計画図は2500分の1の図面で行っています。なお、事業実施段階には、事業者において詳細な測量・設計を行い、改めて沿線住民の方に説明を行い、御理解いただきながら事業を進めていくものと考えています、という見解です。

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解の説明については以上でございます。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、東海市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。

第4号議案「知多都市計画都市高速鉄道の変更について」の説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第4議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5議案「豊田都市計画都市高速鉄道の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 八田陽一】

第5号議案「豊田都市計画都市高速鉄道の変更について」、説明させていただきます。

議案書は19ページから22ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号8と9

でございます。

なお、引き続きモニターも併せて御覧ください。

お手数ですが、図面番号8の総括図を御覧ください。この総括図は、図面左上に掲載しました愛知県全図において、赤色四角で表した本県のほぼ中央に位置しております豊田市南西部とその周辺地域を示しております。

総括図では、右側上段が豊田市中心部を表し、豊田市役所が位置しております。また、左側下段では知立市中心部を表し、知立市役所が位置しております。図面の左下から右上にかけて名古屋鉄道三河線が位置しております。

今回御審議をお願いする案件は、名古屋鉄道三河線において知立駅と豊田市駅間に位置しております若林駅付近で、赤色実線で示しております名古屋鉄道三河線若林駅付近連続立体交差事業に係る都市高速鉄道の追加についてでございます。

都市計画内容の説明に先立ち、関連いたします名古屋鉄道三河線若林駅付近連続立体交差事業の概要につきまして、モニターにより説明させていただきます。モニターを御覧ください。

名古屋鉄道三河線猿投方面は、知立駅から豊田市駅を経て猿投駅に至る路線延長21.3kmの鉄道でございます。豊田市及びその周辺地域は、工業が盛んな地域であり、その中で名古屋鉄道三河線は、知立駅で名古屋鉄道名古屋本線と接続し、名古屋圏と豊田市を結ぶ重要な公共交通となっております。

また、豊田市南部地域においては、名古屋鉄道三河線沿線において市街地が広がっており、中でも若林駅周辺は住宅地が集積し、この地域の生活拠点となっております。しかしながら、鉄道によって東西の地区が分断され、自由な通行が妨げられるとともに、踏切部に慢性的な交通渋滞が発生するなど、健全な発展の支障となっていました。こうした状況を解消し、交通の円滑化、周辺的生活環境や都市機能の向上を図り、快適で魅力のあるまちづくりにつなげるため、豊田市が事業主体となって若林駅を中心とした連続立体交差事業を実施し、鉄道の高架化を図ることといたしました。

続きまして、連続立体交差事業の事業区間について説明いたします。

画面の図は、左側が南、知立駅方、右側が北、豊田市駅方を示しております。上段の平面図において、事業区間は若林駅を含み、赤色実線で表しております、画面左側の既設高架区間から、画面右側の都市計画道路岡崎三好線若林高架橋までの、全体延長約2.3km区間でございます。

下段の縦断図にありますように、本事業によって都市計画道路西岡吉原線を始め6路線と立体交差し、現存する4カ所の踏切が除去され、踏切部の渋滞や事故を解消するなど、都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された地域の一体化を促進するものでございます。

なお、名古屋鉄道三河線の知立駅から豊田市駅間は、平成4年の運輸政策審議会において複線化を図ることが適当な路線として位置づけられており、その構造は複線高架といたします。

また、施工方法につきましては、現在線の東側は家屋が連担しており、既存市街地への影響を考慮し、西側へ仮線を設置し鉄道を切り替えた上で、現在の線路位置に高架構造物を施工する「仮線方式」といたします。

続きまして、鉄道高架化後の完成イメージにつきましては、説明させていただきます。

このスライドは、完成後の若林駅を西側から見たものでございます。駅部の高架下にはコンコースを設け、東西方向からの駅利用が可能になるとともに、駅前広場の整備により鉄道へのアクセス性も向上し、また、連続高架化により地域の分断や踏切部の渋滞が解消され、快適で魅力あるまちづくりが推進されるものと考えております。

次に、都市計画変更の内容につきまして説明させていただきます。

お手数ですが、図面番号9の計画図を御覧ください。図面において赤色で示しておりますのが、今回、決定を行おうとする名古屋鉄道三河線若林駅付近で、中央やや右側に若林駅がございます。都市高速鉄道の都市計画で定める区間につきましては、原則、連続立体交差事業の事業区間を含む隣接駅の駅間となっているため、起点につきましては、若林駅から知立方面へ一つ目の駅である三河八橋駅の場内信号機位置としています。

また、終点方向につきましては、事業区間以北の複線化計画の詳細な区域が決まっていないことから、複線化計画が決定している、連続立体交差事業の事業区間を終点とし、都市計画道路岡崎三好線の若林高架橋までの全体延長約2.9kmといたします。区域幅につきましては、構造物の端までとし、高架の一般部で9.42m、駅部で最大31.95mとしています。駅部の構造につきましては、待避線を含むホーム数2面4線とし、6両編成対応のホームとしております。

続きまして、参考ではございますが、黒色の太実線で表示しております豊田市決定の都市計画道路の変更につきまして説明させていただきます。

図面やや右側に表示の3・4・118号若林駅前線につきましては、現在既に都市計画決

定されている路線でございます。都市高速鉄道の若林駅部の計画に合わせ、駅前広場の区域を変更するとともに、終点位置の変更を行う予定となっております。

また、7・7・107号若林高架側道1号線ほか2路線につきましては、地区内交通の円滑化及び駅へのアクセス機能の向上を図るため、区画道路として追加を行う予定としております。

豊田都市計画都市高速鉄道の変更に関します変更内容は以上でございます。

県決定に関するこれらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成27年11月24日から12月8日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊田市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

石塚委員お願いします。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

1点、この議案を通じて関連でちょっと教えてほしいんですが。

先程委員長さんからも冒頭の就任の御挨拶の中で、これから人口減少化社会に移っていくときに、今までいろんなものをつくってきて、新たにつくることと、それをまた維持管理していくというのが非常に経済的にもお金がかかっていき、いろんな仕組みをこれから見直されなければいけないという流れの中で、この案件について決して反対という意味ではなくて、現実、実現性ってどれぐらいあるのかな、というのを常に、この都市計画決定されたものについて思うわけでありまして。

たまたま私は、あま市海部郡選出の議員でございますけど、地元に戻りますと、過去に都市計画決定されて、それがいわゆるいろんな規制がかかっている流れの中で、なかなか現実的に事業化できないようなものがたくさん現実問題としてあって、高度成長していくときはともかくとして、これから非常に人口減少化社会、自治体が消滅するなんて恐ろしい話も出ている昨今、この事業がどれぐらいの実現性があるのかなど。

といいますのは、2027年には東京一品川一名古屋間が40分で結ばれるリニア新幹線の時代が来るときに、よくよくこれもお話しさせていただくんですが、愛知県はその名古屋駅を上手に、東京と結ばれるわけですから、その広がりをお県としてつけなければならない。

そんなときに例として豊田の話がよく出てくるんですね。もっともっと 40 分交通圏をたくさんつくっていくんだと。

そんなときに、地図を見ておりましたら、豊田新線なんていう別の線もあって、名古屋と豊田を近づけるという作業もある意味必要ですし、このようにいろんな近隣のことを含めた、実際に生活で生かしている部分の整備も当然必要なんですが。

まわりくどくなりましたが、直接、都市計画審議する決定には、実現性は多分関係ないと思うんですが、現実問題いろんなものが、そのときの考え方でつくって、それが 5 年先、10 年先、20 年先に事業化されていくときに、非常に現実的にそれが、その時代にまた合っているのかどうかというのが不思議に思うときがあります。

繰り返しになりますが、だんだん人口が減っていくような、高度成長する時代とは違うんだよというときに、実現性というのはどれぐらいあるのかなど。これに関してでも結構ですし、一般論でも結構ですし、もっと言うならば、都市計画決定するに当たってそういうものは考慮するような、今後そういう仕組みとかそういうのってのは考えれないのかと。ちょっと質問が抽象的で恐縮ですけど、参考までにお聞きできたらなと思います。

【都市計画課長 横山甲太郎】

まず、この案件につきましては、リニアインパクトもございますので、何とかリニア開通までには間に合わせていきたいと事業者である豊田市も言っていますので、そういうことと考えております。

一般論の方でございますけれども、特に道路、公園がまだそれに向けて未整備のものが多いものですから、それについては適宜見直しを行わせていただいて、必要性を確認させていただきながら、必要に応じて見直しを行いながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございます。

という、この案件については、あくまでも目標としてはリニアインパクトを見据えた、その時期にタイミングを合わせてやっていこうという意思があるということですね。

【都市計画課長 横山甲太郎】

リニアまでには開通したいというのが事業主体である豊田市の意向でございます。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

都市計画の見直しは、長期間たっているものについては、必要性についても含めて見直しが最近なされるようになってきているということですので、その点御了解いただければと思います。

そのほか、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問等もないようですので、採決に入らせていただきます。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第5議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、都市高速鉄道に関する議案審議が終了いたしましたので、臨時委員の鈴木委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員退席）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

続きまして、第6議案「西尾市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。よろしくお願ひします。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

第6号議案「西尾市における特殊建築物の敷地の位置について」、御説明いたします。

議案書は23ページから25ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は図面番号10から12を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

申請者は、吉良開発株式会社、代表取締役、勝田浩幸。名称は、吉良開発株式会社第3工場。敷地の位置は、西尾市吉良町宮迫御栗山1番362ほか24筆で、敷地面積は、12,674.20㎡。本申請の特殊建築物の用途は産業廃棄物の破碎施設であり、1日あたりの処理能力は、廃プラスチック類362.4t、木くず444t及びがれき類621.6tとなっています。建築物は処理施設2棟、事務所1棟、倉庫1棟の4棟、延べ面積の合計は5,351.03㎡でございます。

申請者は、平成7年に産業廃棄物処理業の許可を受け、平成12年に建築基準法第51条

ただし書の規定に基づいて、廃プラスチック類の破碎施設の許可を受け、近接地においてその処理を行っています。このたびは、産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため、産業廃棄物の処理施設を新たに計画したところ、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設の処理能力が1日あたり5tを超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可を必要とするものでございます。

次に、図面番号10の総括図を御覧ください。敷地の位置は、図面右側の赤丸で示した部分が建設地で、西尾市役所吉良支所から北東に直線距離で約7.5kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号11の付近状況図を御覧ください。建設地は図面中央の赤の斜線で示した部分で、周囲の状況は、北側は主要地方道西尾幸田線、東と南側は山林と茶畑、西側は市道を挟んで申請者が操業している既存の破碎施設でございます。

次に、図面番号12の計画図を御覧ください。この図面は敷地内の施設配置を示しており、凡例のとおり、赤の実線は敷地境界線、黄色は建築物、その中の紫の破線は廃棄物処理装置、また敷地境界沿いの青の実線は公害防止上有効な塀、緑色は緑地でございます。黒三角は、幅員18mの主要地方道西尾幸田線から敷地への出入り口を示しています。

環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて調査した結果、振動、騒音など、環境保全目標をクリアしております。

最後に、所在市長である西尾市長に照会したところ、支障なしとの意見書を受領しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしく御願いいたします。

青山委員、お願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

建物のほうで、今駐車場がトラックとか作業車、来客用はありますけれども、従業員の駐車場というのはなしでやられるんですか。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

お答えいたします。

従業員につきましては、今回のものにつきましては20台、敷地の外に用意しております。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

敷地の外というのは、どこに。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

図面でいいますと東側の部分でございますが、図面番号 11 をお願いいたします。赤の斜線の東側で少し右に行ったところに青い小さなものがございますが、その間でございます。ここに確保しております。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

じゃ、この右側の土地もこの土地ということですか。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

はい、所有権を持っております。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

いつも出てくるんですが、とにかく駐車場がやっぱり、調整区域という中でやられるということで、土地が広いということで多分どこかに置くんだろうと思いますが、いろんな意味で根拠的にきちっとないというのが、いつもなんですよ、これは。

ですので、作業のいろんなことの本当にトラックとかそういうのはあるんですが、基本的には従業員がどんだけおって、どんだけのものがあるというところまできちんとした資料を出していただくとわかりやすいし。

それからまた、僕らに示すだけじゃなしに、きちんと当事者に間違いはないかということをお各事務所においても、建設のほうについても指導していただきたい。これはどんな会議でもいつもそうなんです、私は何回でも言っておりますが改められませんので、今後よろしくをお願いします。

以上です。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

西三河建設事務所建築課長、よろしいでしょうか。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

申請者等にも確認しておきます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか。

田中委員、お願いいたします。

【委員（愛知学院大学法科大学院教授 田中敦子）】

既にお知らせいただいていたかもしれませんが、聞き逃してたらお許してください。

いつもですけれども、「その他」という青いマーク、色がついているところで、対側地北側になるんですけれども、隣接土地にどういった施設があるかというのは恐らく重要なポイントだと思いますけれども、今回の「その他」は、北側対側地の施設はどんなものかということについてお教えいただければ助かります。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

まず、先程ありました駐車場の横はポンプ所となっております。道路を挟んだ反対側につきましては、酪農組合の施設となっております。更に、右側の道路を挟んだ反対側ですが、ビニールハウスとなっております。

以上です。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

田中委員、よろしいでしょうか。

【委員（愛知学院大学法科大学院教授 田中敦子）】

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

今御指摘いただいた点、ごもっともな御意見だと思いますので、可能な範囲で御対応いただければと思います。よろしいでしょうか。

【西三河建設事務所建築課長 太田敏夫】

はい。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問等もないようですので、採決いたします。

第6号議案につきましては、都市計画上は支障のないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第6議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第7号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。豊橋市の説明を求めます。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

豊橋市役所建設部建築指導課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

第7号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明申し上げます。

早速でございますが、議案書は27ページから29ページ、議案概要説明書は6ページ、図面は図面番号13から15となります。

本案件は、特定行政庁である豊橋市長が特殊建築物の建築を許可するに当たり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者は、株式会社マルコー商会、代表取締役、鈴木真理子。名称は、(仮称)株式会社マルコー商会富士見リサイクルセンター。敷地の位置は、豊橋市富士見町269番2ほか23筆、敷地面積は実測で20,276.54㎡。施設はリサイクルセンター棟と保管倉庫棟の2棟で、延べ面積の合計は6,937.74㎡でございます。処理施設の1日あたりの処理能力は、廃プラスチック類の破碎を623.76t、木くずの破碎を945.12t、がれき類の破碎を1,827.36tとなつてございます。

申請者は、平成3年に産業廃棄物処理業中間処理破碎の許可を受け、また平成16年に廃プラスチック類の破碎施設の処理能力1日あたり32.8tに係る建築基準法第51条ただし書の規定により許可を受け、別の敷地において中間処理を行っております。

このたび産業廃棄物の再資源化のニーズに対応するため産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、廃プラスチック類の破碎施設の処理能力、木くずの破碎施設の処理能力及びがれき類の破碎施設の処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号13の総括図を御覧ください。図面右下の赤い丸印で示した建設地と書いたところが敷地の位置でございます。当該敷地は豊橋市の南部の丘陵地に位置し、豊橋駅から南東に直線距離で8kmの市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号14の付近状況図を御覧ください。建設地は、図面の中央の赤い斜線で示

した部分でございます。敷地の西側が市道 3・5・308 号大岩寺沢線があり、南側にある 1・4・2 号名豊道路に接続してございます。

敷地の周囲の状況は、北側は市道大岩町・小松原町 55 号線を挟んで農地、東側は資材置場、農地、南側は市道小松原・小島町 118 号線を挟んで農地、西側は市道 3・5・308 号大岩寺沢線を挟んで農地という状況でございます。

次に、図面番号 15 の計画図を御覧ください。この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫の破線は産業廃棄物処理装置の破碎機でございます。敷地への出入りは、西側の幅員 12m の市道 3・5・308 号大岩寺沢線からでございます。図面では黒い三角印で示してございます。敷地の外周には図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設けています。また、リサイクルセンター棟の出口部分には、濃い青色で示した部分に公害防止上有効な塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動などにおきまして、全て環境保全目標をクリアしてございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

青山委員、お願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

毎回すみません。ただ、これもですけれども、今度は作業車、1日にこれだけのトン数が処理される中で、大型トラックなどが来るはずですけど、この待機場所とかそういうものはどのようにされとるんですかね。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

一応受け入れにつきましては、時間で予約をとっております、重なって待機いただくような状況はないものと考えております。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

もう一回、すみません。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

時間制の予約制で受け入れを行っていくということを聞いておきまして、重なって待機を必要とするような状況になるということは聞いておりませんので、大丈夫だと思います。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

そうすると、毎日これだけのトン数が処理されて、重なるということ。

1日に何台出ますか。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

これ、今、口頭で申し上げたのは機械の処理能力の数値でございまして、実際には1日600tを受け入れるということで、それほど混雑するような状況ではないと聞いております。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

1日600tということは、10トン車にしてもすごい数だと思いますけれども、ぶつかることはないんですか。予約で1台ずつきちんと。

だから、いつも毎回この産廃業者っていうのはグレーゾーンが全く多いというのがまずいんですけれども、その中で先程の駐車場もみんな一緒ですが、いろんなところできちんとしたデータが全く調べてないというのが私思うんですね。

本来ならここで2、3台大型トラックが必ず重なるはずですよ。ということは、道路にとめておくということの状況になるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の調査はしてあるんですか。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

先程も申し上げましたように、基本的には時間制の予約をとってラップしないような形をとっているわけですが、敷地の北側のほうを見ていただきますと従業員用の駐車場がかなり余分にとってございます。万が一のときには、そこには最大5台分が確保できるという計画となっているようでございます。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

私もあまり言いたくないんですけれども、基本的に10トン車や12トン車のトレーラーが入ってきて、この従業員のところに入っていけるわけじゃないじゃないですか。そして、600トンということは60台ですよ、例えば。だからその辺が1日何台出るかとか、そういうことの調査とかこれでいいのかっていうのはやっぱり詰めてもらわないといけないと思うんですね。

先程は従業員の駐車場が一つもなく、今度は作業者の駐車場というか待機場所が一つもない、大型ですよ、大型。そんじょそこらで待機しとくような大型、邪魔になってしょうがないじゃないですか、この図面で見ると。その辺の調査を本当にしていただくか、きちんとしていただかないと。

ただ、町の発展のために確かに開発してどんどん建つのはいいんですが、特に産廃業者、この前の食品の産廃のダイコーさんを筆頭に挙げて、本当にグリーゾーンなんですよ、これは。だからきちんと、特にグリーゾーンだから余計きちんと本当にしていただいて開発していただかないといけないと思うんですが、その辺はどう思いますか。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

委員が御心配になったことにつきましては、当然周りの住民からも心配されているところでございます、それに十分に事業者については調整をとっていかないとということろでありますけれども、敷地を再度確認して、そういった待機場所も確保していくように指導していきたいと思っております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

実際には車両の到着するタイミングとか待機場所とか、そういったところも含めて指導していただけるということでございます。よろしいでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 青山省三）】

もう一つだけ。

一度その方法、この図面の中でどこに置くという、後から報告だけください。よろしくをお願いします。1日何台出るかということもよろしくをお願いします。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほかよろしいでしょうか。

よろしくをお願いします。

【委員（愛知県議会議員 谷口知美）】

2点お願いします。

この建設地のすぐ西のところに住居の印がありますけれども、この住居の方々への影響とか、こうした周りの人とのいろんな確認とかはどうなっているのかなということが1点。

あと、計画図におきまして公害防止上有効な塀というのがありますが、これが何を意味しているのかというのがすみませんちょっとよくわからないので、何が排出されて、何をとめるための、この短い印の塀になっているのかというのを教えていただければと思います。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

この申請に先立ちまして、愛知県と同様に豊橋市も運営方針というのがございまして、それに基づきまして敷地周囲の30m以内にございます土地、建物の所有者、権利者、居住者につきましては事前に概要の説明をさせております。その際に反対意見等が出ていると聞いておりませんので、内容等については支障ないと考えております。

また、先程の公害防止上有効な塀についてですけれども、これはリサイクルセンターと書かれた下のところが車両の出口になります。そこだけが外に向いて開いているものですから、そこから操業中の破碎機の音とかが漏れる可能性がありますので、それを遮断する意味で塀を設けて、音が拡散しないようにということで計画しております。

【委員（愛知県議会議員 谷口知美）】

ありがとうございました。

防音対策という形で承ればよろしいということですね。ありがとうございました。

あと、近隣の方からは特に意見がなかったということではありますが、またこういう破碎があつたりすると、やっぱり振動とかそういうのでまたいろんな、始まるといろんなことが出てくるかもしれないというのは懸念しますので、また近所の方々が迷惑を被ることがないように、御指導のほうもしっかりお願いできればと思います。

以上です。

【豊橋市建築指導課長 鈴木伸治】

あと、操業後の騒音、振動につきましても事業者に指導して、周囲の方に御迷惑をおかけしないように十分指導していきたいと思っております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

先程御意見が出ました、本件につきまして車両の待機場所あるいは搬出入といった実際の運用にかかわる部分についての補足説明を含めるということでございますが、この資料を提出していただくことを前提としまして、第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございます。

それでは、御異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第8号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。豊田市の説明を求めます。よろしく申し上げます。

【豊田市建築相談課長 岡田茂克】

豊田市都市整備部建築相談課長の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

第8号議案「豊田市における特殊建築物の敷地の位置について」御説明いたします。

早速ではございますが、議案書は31ページから33ページ、議案概要説明書は7ページ、図面は図面番号16から18を御覧ください。

本件は、特定行政庁である豊田市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置について都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

申請者は、太平産業株式会社、代表取締役、山田佳宏。名称は、広久手処理場。敷地の位置は、豊田市田初町広久手614番1の一部ほか2筆、敷地面積は、26,164.66㎡。処理施設の処理能力は、汚泥の脱水を1日あたり1,576㎡³となっております。建築物は、事務所を始め5棟で、延べ面積の合計は1,341.92㎡となっております。

申請者は、平成7年に産業廃棄物処理業の許可及び汚泥の脱水処理の処理能力が1日あたり150㎡³に係る建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、当該敷地において中間処理を行っております。

今回、産業廃棄物の再資源のニーズに対応できるよう処理能力を見直したところ、当初許可を受けた処理能力の1.5倍を超えるため、改めて建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものであります。

次に、図面番号16の総括図を御覧ください。図面左上の赤塗りで示した建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、豊田市の北西部に位置し、豊田市役所から北西に直線距離で約8.5kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号17の付近状況図を御覧ください。建設地は、図面の中央の赤い斜線で示した部分になります。周囲の状況は、北側と西側に珪砂の採掘場や保安林、東側は県道田初名古屋線を挟んで工場、南側は工場と商業施設となっております。周辺には住宅はありません。

次に、図面番号 18 の計画図を御覧ください。この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫色は産業廃棄物処理装置の位置であります。今回、敷地の南西の角にある脱水施設が新設になります。敷地への出入りは、幅員 11m の県道田名古屋線からになります。図面では黒い三角印で示してございます。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、産業廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動などにつきまして、全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決に入らせていただきます。

第 8 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議のないものと認めまして、第 8 議案につきましては、都市計画上支障のないものと議決いたしました。

続きまして、会議の冒頭でも申し上げました「愛知県都市計画審議会運営規程の一部改正」についての御審議をお願いいたします。県当局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

【都市計画課長 横山甲太郎】

「愛知県都市計画審議会運営規程の一部改正」につきまして説明させていただきます。

資料は、お手元 A 4 縦長の「愛知県都市計画審議会運営規程の一部改正について」と、青色の表紙で右上に「参考資料 2」と記載した資料でございます。

お手数ですが、「参考資料 2」の表紙をめくっていただき、1 ページを御覧ください。今回の改定は、行政不服審査法の改正に基づき、愛知県都市計画審議会運営規程につきまして一部見直しを行おうとするものでございます。

始めに、改正理由につきまして説明させていただきます。地方公共団体施行の土地区画整理事業に係る事業計画の縦覧時に意見書が提出された場合、県都市計画審議会で内容を審査し、審査にあたっては行政不服審査法の規定も準用されることとなっております。

審査法は、行政処分に対する不服申立ての手續等を定めた法律で、「口頭で意見を述べる機会」などが認められており、例えば、意見書に「直接口頭で意見が述べたい」との申立てがあれば、県都市計画審議会がその聴取を行うこととなります。なお、その他準用される規定としては、参考人に対する陳述の要求、証拠物件の提出要求などがあります。

当審議会運営規程では、このような事務の実施が会長の「専決」となっており、審査会の開催を経ることなく、会長の決裁によって口頭意見の聴取などが行えることとしています。

今回の改正は、行政不服審査法が平成 26 年に改正され、本年 4 月 1 日から施行されるのに伴い、会長の「専決」とする事務について、審査法の改正にあわせ見直しを行うもので、現行の規定に一部不正確な箇所があることから、この点についても併せて修正を行うこととしています。

続きまして、改正内容につきまして説明させていただきます。参考資料の 2 ページを御覧ください。

今回の改正について、新旧対照表を作成しております。表の右側が現行の規定、左側が改正案となっており、改正箇所をアンダーラインで示しております。

改正の内容としましては、まず、現行の運営規程第 9 条の 3 行目に記載の「土地区画整理法第 69 条第 3 項」は、国土交通大臣が土地区画整理事業を行う場合の規定であり、意見書の審査も大臣が行うことから、この記載を削除するものであります。なお、大臣が意見書の審査を行うに際しては、当審議会の意見を聴くこととなっております。

次に、現行の運営規程では、会長の「専決」とされている審査法上の事務として第 1 号から第 5 項を列挙しているところですが、現行の第 2 号から第 5 号までは、審査法の改正にあわせ、改正案の第 1 号から第 4 号のとおり表記を修正するとともに、新たに「専決」とする事務に、改正案記載の第 5 号の検証、第 6 号の質問の追加を行うものであります。

なお、現行第 1 号の参加人の許可については、審査法の改正に伴う土地区画整理法改正にあわせ削除するものでございます。

最後に、今回の一部改正の施行時期ですが、行政不服審査法の改正に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしています。

以上、よろしく御審議の程、お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

当審議会の運営規程につきましては、改正案のとおり決定して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会運営規程につきましては、改正案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

不慣れなところもございましたが、皆様の御協力で無事終了することができました。大変御熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後4時35分）